

令和7年度

産育休臨時的任用職員及び任期付職員
(保健師・看護師)

選考試験事前登録者募集要項

令和7年4月

大阪市健康局健康推進部健康施策課

健康局では本務職員（保健師）が産前産後休暇及び育児休業を取得する場合に代替として勤務していただく臨時的任用職員及び任期付職員を採用しています。

産前産後休暇等の取得により欠員が生じる見込みとなった場合、不定期に公募し選考試験を実施していますが、より多くの受験者を募るため「産育休臨時的任用職員及び任期付職員（保健師・看護師）選考試験事前登録者」を募集します。登録していただいた方には、選考試験の実施が決定した際に詳細をお知らせします。

登録を希望される場合は、この募集要項をよくお読みになったうえで、必要書類を健康局健康施策課まで送付してください。

1 募集する職種及び職務内容

【募集職種】 保健師・看護師

【職務内容】 〔保健師業務〕

- ・ 各区保健福祉センターでの市民からの保健・福祉に関する相談、各種健診業務や家庭訪問等の保健指導業務等
- ・ 本庁各局（事業所含む）における事業の企画立案・評価及び調整業務等

〔看護師業務〕

- ・ 上記保健師業務（一部を除く）

2 任用資格

(1) 地方公務員法第16条（欠格事項）に該当しない者

〈地方公務員法第16条（抜粋）〉

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 保健師免許又は看護師免許を有する者

(3) 日本国籍を有する者、又は法令により日本での永住が認められた者

※ 臨時的任用職員及び任期付職員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことができないという原則）に基づき行われます。

3 勤務条件

(1) 勤務時間

午前9時～午後5時30分 休憩時間45分

(2) 勤務日

月曜日～金曜日（休日を除く）

(3) 休日

土曜日及び日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(4) 時間外勤務

必要に応じて従事

- (5) 年次有給休暇
1年につき20日を上限とし、任用期間に応じて比例付与

4 勤務場所

各区保健福祉センター、健康局（保健所、こころの健康センター等事業所含む）、福祉局、こども青少年局（事業所含む）

5 給与等（令和6年12月1日現在）

(1) 保健師

月額 258,564円（地域手当（給料月額16%）を含む）

※ 前歴などがある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。

(2) 看護師

月額 251,836円（地域手当（給料月額16%）を含む）

※ 前歴などがある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。

(3) 通勤手当

1ヶ月あたり55,000円まで

(4) 期末勤勉手当・退職手当

本市職員の基準により支給

※ 任用期間が6月を超えて退職する場合は、退職手当の支給対象となります。

(5) その他の手当

住居手当、扶養手当等

(6) 社会保険等

大阪市職員共済組合に加入していただきます。

※ 産休代替臨時的任用職員の年金については、厚生年金保険に加入となります。

(7) 支給日

原則当月17日に支給（1月のみ18日に支給）

※ 支給日が休日に該当する場合はこの限りではない。

6 服務事項

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

7 登録申込み方法

(1) 申込みの方法

次の提出書類をダウンロードしたものに必要事項を全て記入し、大阪市健康局健康推進部健康施策課の電子メールアドレス fc0004@city.osaka.lg.jp へ送信してください。

〔提出書類〕

「任期付職員等（保健師・看護師）選考試験事前登録申込書」・・・1通

※ 提出いただいた書類は返却しません。

※ 申込書に記載の個人情報、任期付職員等採用関係事務以外には使用しません。

(2) 任期付職員等選考試験事前登録名簿への登録

申込書受領後、任期付職員等選考試験事前登録名簿に登録し、登録完了のお知らせを送信します。選考試験の実施が決定した際に登録された電子メールアドレスへ募集要項等の詳細を送信しますので、任期付職員等の募集期間を確認のうえ、期日までに応募してください。

※ 申込書提出後、1週間経過しても登録完了のお知らせが届かない場合はご連絡ください。

(3) 名簿登録の有効期間

登録名簿の有効期間は令和8年3月31日までとなります。なお、有効期間後、再度登録を希望される方は、次回以降の募集の際に改めて登録してください。

(4) 登録の取消・変更・失効

他に就職が決定した等で登録を取り消す場合や住所や連絡先を変更する場合は、必ず健康局健康推進部健康施策課へご連絡ください。

※ 登録後任用資格を満たさないことが判明した場合は登録を取り消します。

8 登録申込みと問合せ先

大阪市健康局健康推進部健康施策課

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所（本庁）2階

電子メール：fc0004@city.osaka.lg.jp

電話：06（6208）9951 FAX：06（6202）6967

任期付職員等（保健師・看護師）選考試験事前登録申込書

（ 年 月 日現在）

職 種	<input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師	受付番号	※
ふりがな			
氏 名			
生年月日	年 月 日生 満 歳		
ふりがな			
現住所	() 様方		
郵便番号	—	電話	呼出 () 様方
電子メールアドレス			